

# 規 則

「千曲市文化会館条例施行規則」をここに公布する。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第27号

## 千曲市文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千曲市文化会館条例（平成15年千曲市条例第107号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の手続)

第2条 条例第6条の規定により千曲市文化会館（以下「文化会館」という。）の利用の許可を受けようとする者は、千曲市文化会館利用許可申請書（徴収簿）（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 文化会館の利用は、同一人が5日を超えて連続利用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 利用の申請は、次に掲げる期間内に受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) ホール（その他の施設と併せて利用する場合を含む。）の利用については、利用日の1年前から1箇月前までの間。ただし、受付の日が休館日の場合は翌開館日とする。

(2) その他の施設の利用については、利用日の6箇月前から前日までの間。ただし、受付の日が休館日の場合は翌開館日とする。

(3) 利用日が数日にわたる催物で、その初日の受付開始日に申込みがあった場合は、一括してその翌日以後の申込みも受け付けることができる。

(4) 受付順位は先着順とする。ただし、受付開始日の午前9時までに申込みが2件以上ある場合には、抽選により受付順位を決定する。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、前条の申請に対して許可をしたときは、千曲市文化会館利用許可書兼領収書（様式第2号）（以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

(利用許可の取消し又は変更)

第4条 条例第6条の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用申請の取消又は変更をしようとするときは、千曲市文化会館利用許可取消・変更申請書（様式第3号）（以下「取消・変更申請書」という。）に前条の利用許可書を添えて、

速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取消・変更申請書に基づき、千曲市文化会館利用許可取消・変更承認書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

（使用料の納付）

第5条 条例第12条に規定する使用料のうち、別表の附属設備等の利用料金及び備考4の規定により超過し、又は繰上げて利用する場合の利用料金は、利用終了後直ちに納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の使用料の納付に対し、千曲市文化会館超過使用料及び附属設備使用料等徴収簿（様式第5号）を作成し、使用料の内訳を明らかにするとともに、千曲市文化会館超過使用料及び附属設備使用料等領収書（様式第6号）を利用者に交付するものとする。

（附属設備等の使用料）

第6条 条例別表に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第13条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、千曲市文化会館使用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 使用料を減額し、又は免除する範囲及び減免率は、次に定めるところによる。

- (1) 本市が利用するとき 100分の100

- (2) 国、県及び他の地方公共団体が使用する場合で、市又は千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催する場合 100分の100

- (3) 市内の小・中学校、養護学校、幼稚園及び保育所がその本来の目的のために利用するとき 100分の100

- (4) 県内の高等学校又は高等専門学校が、その本来の目的のために利用するとき 100分の50

ただし、附属設備等使用料は、減免の対象としない。

- (5) 市内の女性関係団体がその本来の目的のために利用する場合で市又は教育委員会  
が認めるもの 100分の100

ただし、ホールは、減免の対象としない。

- (6) 市内の教育、福祉、産業又は文化団体等がその本来の目的のために利用する場合

で、市又は教育委員会が共催する場合 100分の70

ただし、付属設備使用料は、減免の対象としない。

(7) 市内の教育、福祉又は文化団体等がその本来の目的のために利用する場合 100分の50（千曲市上山田文化会館のその他の施設は、100分の80）

ただし、付属設備使用料は、減免の対象としない。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める率

(使用料の還付)

第8条 条例第14条の規定による使用料の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、千曲市文化会館使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 使用料を還付する場合の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第14条第1号又は第3号に該当するとき 全額

(2) 条例第14条第2号に該当するとき 100分の70を乗じた額

3 市長は、第1項の申請に対し、承認した時には、千曲市文化会館使用料還付決定書（様式第9号）を還付申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を守らなければならない。ただし、市長が許可したときは、この限りでない。

(1) 施設等の現状を変えないこと。

(2) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。

(3) 備品等を文化会館の外へ持ち出さないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 酒類の持ち込み及び飲酒をしないこと。

(6) 物品等の販売及び予約行為をしないこと。

(7) 利用権を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(8) 市長が定める収容人員を超えて入場させないこと。

(9) 館内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項に違反しないこと。

(運営委員会)

第10条 条例第17条の規定による運営委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 運営委員会の庶務は、文化課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市文化会館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第21号。次項において「旧規則」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則の規定により作成した様式は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

別表（第6条関係）

千曲市更埴文化会館

(1) 附属設備の使用料（利用1回当たりの金額）

	種別	区分	単位	使用料（円）
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	5,500
		指揮者台	1台	220
		指揮者用譜面台	1台	160
		演奏者譜面台	1台	110
		譜面灯	1灯	50
		映写スクリーン	一式	1,100

バトン	1本	330
所作台	一式	8,800
金屏風	一双	1,100
松羽目	一式	1,100
竹羽目	一式	1,100
上敷ござ	1枚	220
緋毛せん	1枚	110
高座用座布団 (赤) (紫)	1枚	110
長座布団	1枚	110
地がすり	1枚	1,100
演台 (花台含む)	一式	550
司会者台	1台	220
机	1台	110
パイプイス	1脚	50
ピアノイス	1脚	110
オーケストラチェア	1脚	50
コントラバスチェア	1脚	110
平台	1台	220
高足	1脚	50
中足	1脚	50
箱馬	1台	50
人形立	1本	110
木支木	1本	110
紗幕 (白) (黒)	一式	1,100
めくり台	1台	110
積台	1台	330
市旗	一式	110
国旗	一式	110

	ドライアイススモーク発生器	1台	550
	スモークマシン	1台	1,100
	ホワイトボード	1台	220
	看板	一式	110
	下地板	一式	110
	けこみ	1枚	50
	あぶらげ	1枚	50
照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,800
	舞台照明Bセット	一式	16,500
	音響反射板照明セット	一式	11,000
	アッパーホリゾントライト	1列	2,200
	ローアホリゾントライト	1列	2,200
	ボーダーライト	1列	1,100
	クセノンピンスポットライト(2KW)	1台	3,300
	スポットライト(1.5KW)	1台	440
	スポットライト(1KW)	1台	330
	スポットライト(500W)	1台	220
	プロフィールスポットライト	1台	330
	650WITO	1台	220
	エフェクトマシーン	一式	550
	リップルマシーン	一式	550
	波マシーン	1台	1,100
	ストロボ	1台	440
	先玉	1台	110
	ミラーボール	1台	550
	スタンド	1台	110
	丸ベース	1台	50
	種板	1枚	110

音響設備	拡声装置	一式	4,400
	はねかえりスピーカー	1台	550
	ダイナミックマイク	1本	330
	コンデンサーマイク	1本	550
	ワイヤレスマイク	1本	550
	エレベーターマイク装置	1基	550
	三点吊マイク装置	一式	1,100
	マイクスタンド	1台	110
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,100
	サラウンド装置	一式	2,200
	グラフィックイコライザー	1台	330
	レコードプレーヤー	1台	330
	カセットテープレコーダー	1台	330
	MDレコーダー	1台	330
	CDプレーヤー	1台	330
	CDレコーダー	1台	330
	ダット	1台	330
	サブミキサー	1台	1,650
	移動用ワイヤレス装置	一式	1,100
リバーブマシーン	1台	330	
その他の設備	外国製フルコンサートピアノ	1台	11,000
	日本製グランドピアノ	1台	5,500
	16ミリ映写機(2kw)	1台	5,500
	液晶プロジェクター (5200アンシルーメン)	1台	2,200
	スライドプロジェクター	1台	1,100
	ビデオデッキ (S-VHS/DVC)	1台	550
	DVDプレーヤー	1台	550
小ホール	間仕切パネル	一式	550

ル	移動ステージ	1台	220
	演台（花台含む）	1台	330
	看板	一式	110
	バトン	1本	110
	音響セット （マイク及びスタンド2本まで）	一式	1,650
	ダイナミックマイク	1本	330
	ワイヤレスマイク（3本目以上）	1本	440
	マイクスタンド	1台	110
	カセットテープレコーダー	1台	330
	CDプレイヤー	1台	330
	MDレコーダー	1台	330
	スポットライト（1.5Kw）	1台	440
	スポットライト（1kw）	1台	330
	スポットライト（500w）	1台	220
	映写スクリーン	一式	440
	ビデオデッキ（S-VHS/DVC）	1台	440
	日本製グランドピアノ（中型）	1台	1,540
大会議 室	演台	1台	160
	音響セット（マイク及びスタンド2本まで）	一式	1,100
	ダイナミックマイク	1本	330
	ワイヤレスマイク（3本目以上）	1本	440
	マイクスタンド	1台	110
	カセットテープレコーダー	1台	330
	CDプレイヤー	1台	330
	MDレコーダー	1台	330
	映写スクリーン	一式	220
小会議	映写スクリーン	一式	160

室			
軽運動室	電子ピアノ（別付MIDI音源有り）	1台	550
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ	一式	550
	デジタル伝送装置	一式	2,200
	OHP（メタルハライドランプ）	1台	330
	スライドプロジェクター（可搬式）	1台	440
	液晶プロジェクター（会議室用）	1台	880
	移動式スクリーン	1台	160
	レーザーポインター	1台	50
	モニターテレビ	1台	220
	ビデオ付テレビ	1台	660
	ビデオデッキ（VHS）	1台	220
	表彰用盆	1台	50
	展示パネル（1日当たり）	1枚	50
	演奏者用譜面台	1台	110
	託児室（多目的室）	1室	550
	DVDプレーヤー	1台	550
	ティンパニー	1台	1,000
	コンサートバスドラム	1台	500
	ドラムセット	1台	1,000
	シンバル	1台	300
	マリンバ	1台	1,000
	ビブラフォン	1台	500
	シロフォン	1台	500
	グロッケン	1台	500
	チャイム	1台	1,000
	ゴング	1台	500

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料（利用1時間当たりの金額）

施設	使用料（円）
大ホール	6,600
ホワイエ	1,450
小ホール	2,050
楽屋（1室につき）	210
軽運動室	580
大会議室	720
小会議室	430
和室	430
学習室	430
託児室（多目的室）	430

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合（利用1回当たりの金額）

区分	使用料（円）
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	220

（備考） 1回当たりとは、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）を単位とする。

千曲市上山田文化会館

(1) 附属設備の使用料（利用1回当たりの金額）

種別	品名	単位	使用料（円）
舞台設備	迫り	一式	1,100
	音響反射板（天板ライト付）	一式	2,200
	指揮者台	1台	220
	指揮者用譜面台	1台	160
	演奏者譜面台	1台	110
	譜面灯	1灯	50
	映写スクリーン	一式	2,200

バトン	1本	330
所作台	一式	8,800
金屏風	一双	1,100
松羽目	一式	1,100
竹羽目	一式	1,100
上敷ござ	1枚	220
緋毛せん	1枚	110
高座用座布団 (紫)	1枚	110
長座布団	1枚	110
地がすり	1枚	1,100
演台 (花台含む)	一式	550
司会者台	1台	220
長机	1台	110
小机	1台	50
パイプイス	1脚	50
ピアノイス	1脚	110
平台	1台	220
高足	1脚	50
中足	1脚	50
箱馬	1台	50
人形立	1本	110
木支木	1本	110
振り竹	一式	550
紅白幕 (段幕)	一式	550
浅黄幕	一式	550
紗幕 (白)	一式	1,100
花道揚幕	一式	220
めくり台	1台	110

	大太鼓	一式	550
	平太鼓	一式	330
	バ太鼓	一式	220
	市旗	一式	110
	国旗	一式	110
	ドライアイスマシン	1台	2,200
	スモークマシン	1台	1,100
	ホワイトボード	1台	220
	けこみ	1枚	50
	あぶらげ	1枚	50
照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,800
	舞台照明Bセット	一式	16,500
	花道フットライト	1列	330
	アッパーホリゾントライト	1列	2,200
	ローアホリゾントライト	1列	2,200
	ボーダーライト	1列	1,100
	ストリップライト (8灯)	1本	110
	クセノンピンスポット(2KW)	1台	3,300
	スポットライト (1.5KW)	1台	440
	スポットライト(1KW)	1台	330
	スポットライト(500W)	1台	220
	プロフィールスポットライト	1台	330
	エフェクトマシーン	一式	1,100
	リップルマシーン	一式	1,100
	オーロラマシーン	1台	550
	波マシーン	1台	1,100
	星球	一式	1,100
	先玉	1台	110

	ミラーボール (尺玉)	1台	550
	スタンド	1台	110
	丸ベース	1台	50
	アーム	1本	50
	種板	1枚	110
音響設備	拡声装置	一式	4,400
	はねかえりスピーカー	1台	550
	ダイナミックマイク	1本	330
	コンデンサーマイク	1本	550
	ワイヤレスマイク	1本	550
	エレベーターマイク装置	1基	550
	三点吊りマイク装置	一式	1,100
	マイクスタンド	1本	110
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,100
	グラフィックイコライザー	1台	330
	レコードプレーヤー	1台	330
	カセットテープレコーダー	1台	330
	MDレコーダー	1台	330
	CDプレーヤー	1台	330
	CDレコーダー	1台	330
	ダット	1台	330
	サブミキサー	1台	1,650
リバーブマシーン	1台	330	
その他の設備	レクチャーアンプ	一式	550
	日本製フルコンサートピアノ	1台	5,500
	16ミリ映写機(2KW)	1台	5,500
	シャワー室	1室	550
	液晶プロジェクター	1台	1,100

	スライド映写機 (クセノン350W)	一式	1,100
	白布	1枚	330
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ (会議室用)	一式	550
	移動ステージ (会議室用)	一式	550
	映写スクリーン (会議室用)	一式	220
	展示パネル (1日あたり)	1枚	50
	エレクトーン	一式	2,200
	ビデオデッキ	1台	440
	DVDプレーヤー	1台	440
	レーザーポインター	1台	50
	モニターテレビ	1台	220
	移動アンプ	1台	550
	OHP	一式	330
	吊り看板枠	一式	220
	立て看板枠	一式	110
	案内板	1台	50
	湯茶セット	一式	550
	エレクトーンスピーカー	1台	1,100
表彰用盆	1台	50	
その他	販売場所	1箇所	550
ホワイエ	その利用区分及び時間区分に対するホール利用料金の100分の60に相当する額		

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料 (利用1時間当たりの金額)

施設	使用料 (円)
ホール	5,300
ホワイエ	3,500
第1練習室 (小会議室)	430
第2練習室 (和室)	430

第1音楽練習室（大会議室）	720
第2音楽練習室（中会議室）	430
楽屋	210
リハーサル室	580

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合（利用1回当たりの金額）

区分	使用料（円）
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	220

（備考） 1回当たりとは、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）、夜間（18：00～22：00）を単位とする。

整理番号		許可番号		利用者(団体)名				
(宛先) 千曲市長				申請者住所				
				申請者氏名		電話		
				問い合わせ先		電話		
				問い合わせ先の外部への公開 可 不可 その他				

下記のとおり利用許可を申請します。

行事の名称(又は内容)							
利用年月日	年 月 日 ( )		開場	:	開演	:	終演
	年 月 日 ( )		予定	:	予定	:	予定
※複数日の場合は初日と最終日			計 日	※ホールを練習目的以外で利用の方のみご記入ください。			

利用区分(準備・片づけを含みます。)・・・午前(9:00~12:00)午後(13:00~17:00)夜間(18:00~22:00)

利用許可施設	月/日	利用区分	入場予定者数	金額	減免(%)	使用料
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			

利用予定備品等		合計金額(A)	円
---------	--	---------	---

入場料等	※ホール利用の方のみ		
入場者	無料	関係者のみ	一般入場可能
(券種)円	( ) 円	( ) 円	
【全席】指定・自由	( ) 円	( ) 円	

領収印
-----

※通信欄

整理番号		許可番号		利用者(団体)名				
千曲市長				申請者住所				
				申請者氏名		様	電話	
				問い合わせ先		様	電話	
				問い合わせ先の外部への公開			可	不可

下記のとおり利用を許可します。

行事の名称(又は内容)							
利用年月日	年 月 日 ( )		開場 予定	:	開演 予定	:	終演 予定
	年 月 日 ( )						
※複数日の場合は初日と最終日			計	日	※ホールを練習目的以外で利用の方のみご記入ください。		

利用区分(準備・片づけを含みます。)・・・午前(9:00~12:00)午後(13:00~17:00)夜間(18:00~22:00)

利用許可施設	月/日	利用区分	入場予定者数	金額	減免(%)	使用料
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			
	/	午前 午後 夜間	人			円
	/	午前 午後 夜間	人			

利用予定備品等		合計金額(A)	円
---------	--	---------	---

入場料等	※ホール利用の方のみ			領収印	
入場者	無料	関係者のみ	一般入場可能		
(券種)円	( )	円	( )		円
【全席】指定・自由	( )	円	( )		円

※通信欄

整理番号		許可番号		利用者(団体)名			
(宛先) 千曲市長				申請者住所			
				申請者氏名		電話	

下記のとおり利用許可の(取消・変更)を申請します。

変更前	許可番号						
利用許可施設	月/日	利用区分		内 訳	減免(%)	使用料	
	/	午前	午後 夜間			円	
	/	午前	午後 夜間			円	
	/	午前	午後 夜間			円	
	/	午前	午後 夜間			円	
変更・中止の理由	1 主催者の都合によるため			2 会館の都合又は天災等によるため			
変更前の領収金額(A)						円	

↓

変更後						
利用許可施設	月/日	利用区分		内 訳	減免(%)	使用料
	/	午前	午後 夜間			円
	/	午前	午後 夜間			円
	/	午前	午後 夜間			円
	/	午前	午後 夜間			円
変更後の申請にかかる合計金額(B)						円

変更・中止手数料 (A) × 30% = (C)		円
※ただし、取消・変更の理由が1の場合		
還付又は今回請求金額から差引かれる金額 (A) - (C) = (D)		円
今回請求金額	(B) - (D) がプラスの場合	円
今回還付金額	(B) - (D) がマイナスの場合	円

還付先の 振込先	金融機関名		支店名	
	口座	普通・当座	口座番号	
	口座名義			

上記の還付金を確かに領収いたしました。

金 円

年 月 日

受取人 住所  
氏名

領  
収  
印

整理番号	許可番号	利用者(団体)名			
千曲市長		申請者住所			
		申請者氏名	様	電話	

下記のとおり利用許可の(取消・変更)を承認します。

変更前	許可番号	利用区分		内 訳	減免(%)	使用料
利用許可施設	月/日	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
	/	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
	/	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
変更・中止の理由	1 主催者の都合によるため			2 会館の都合又は天災等によるため		
変更前の領収金額(A)					円	

↓

変更後	月/日	利用区分		内 訳	減免(%)	使用料
利用許可施設	月/日	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
	/	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
	/	午前	午後	夜間		円
	/	午前	午後	夜間		
変更後の申請にかかる合計金額(B)					円	

変更・中止手数料 (A) × 30% = (C)		円
※ただし、取消・変更の理由が1の場合		
還付又は今回請求金額から差引かれる金額 (A) - (C) = (D)		円
今回請求金額	(B) - (D) がプラスの場合	円
今回還付金額	(B) - (D) がマイナスの場合	円

還付先の 振込先	金融機関名	支店名
	口座	口座番号
	口座名義	

上記の還付金を確かに領収いたしました。

金 円  
年 月 日  
受取人 住所  
氏名

領  
収  
印

徴収簿 整理番号		施設利用 許可番号		利用者(団体)名	
(宛先) 千曲市長				利用者氏名	
				利用日	
				行事名称(内容)	

附属設備等の使用料は、下記のとおりです。

(A) 附属設備等使用料

利用設備	1区分当たりの単価	数量	利用区分回数	金額
附属設備利用にかかる減免率	%	附属設備使用料合計(A)		円

(B) 持込電気料

利用施設	1区分当たりの単価	利用区分回数	金額
持込電気利用にかかる減免率	%	持込電気使用料合計(B)	円

(C) 冷暖房設備使用料

利用施設	1時間当たりの単価	稼働時間※1時間未満は繰上	金額
冷暖房利用にかかる減免率	%	冷暖房使用料合計(C)	円

(D) 追加利用施設及び利用時間超過施設使用料

利用施設	超過区分	時間	単価	減免		金額
				号	%	
				号	%	
				号	%	
				号	%	
追加利用施設及び利用時間超過施設使用料合計(D)						円

※通信欄

領収印

合計金額 (A) + (B) + (C) + (D)	円
-------------------------------	---

徴収簿 整理番号		施設利用 許可番号		利用者(団体)名	
千曲市長				利用者氏名	様
				利用日	
				行事名称(内容)	

附属設備等の使用料を下記のとおり領収しました。

(A) 附属設備等使用料

利用設備	1区分当たりの単価	数量	利用区分回数	金額
附属設備利用にかかる減免率	%	附属設備使用料合計(A)		円

(B) 持込電気料

利用施設	1区分当たりの単価	利用区分回数	金額
持込電気利用にかかる減免率	%	持込電気使用料合計(B)	円

(C) 冷暖房設備使用料

利用施設	1時間当たりの単価	稼働時間※1時間未満は繰上	金額
冷暖房利用にかかる減免率	%	冷暖房使用料合計(C)	円

(D) 追加利用施設及び利用時間超過施設使用料

利用施設	超過区分	時間	単価	減免		金額
				号	%	
				号	%	
				号	%	
				号	%	
追加利用施設及び利用時間超過施設使用料(D)						円

※通信欄

領収印	合計金額	
	(A) + (B) + (C) + (D)	円

調定 番号		許可 番号		申 請 者	住 所	〒			
(宛先) 千曲市長					団 体 名				
					代 表 者 氏 名		電 話		
					利 用 責 任 者		電 話		

次のとおり、文化会館施設等使用料の減免を申請します。 ※太枠内のみご記入ください。

催物名称 又は 利用目的							
催物内容							
利用施設	月日	利用区分			減免理由	減免率	備 考
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	
	/	午前	午後	夜間	号	%	

※利用区分…午前(9:00~12:00) 午後(13:00~17:00) 夜間(18:00~22:00)

整理番号		許可番号		利用者(団体)名	
(宛先) 千曲市長				申請者住所	
				申請者氏名	
				電話番号	

下記のとおり使用料の還付を申請します。

許可又は取消・変更 承認年月日	年 月 日	許可又は 承認番号	第 号
行 事 の 名 称			
納 入 済 額	円	還付申請額	円
理 由			
※ 備 考			

- (注) 1 ※印の欄には記入しないでください。  
 2 利用許可書、取消・変更承認書を添付してください。

年 月 日

整理番号		許可番号		利用者(団体)名	
千曲市長				申請者住所	
				申請者氏名	様
				電話番号	

下記のとおり使用料の還付を決定しました。

許可又は取消・変更 承認年月日	年 月 日	許可又は 承認番号	第 号
行 事 の 名 称			
納 入 済 額	円	還付申請額	円
理 由			
備 考			